

果決定不後日ノ為ノ協定書ヲ交換スルモノデアアル

大正十五年七月二十五日

新本時計貴金屬合資會社茅二工場

代表社員 新本秀吉代理

江原筆三郎

關東金屬労働組合代表者

湊 七 良

爭議團代表者

仲俣長吉外名博名

右及申(通)報候也

別記

關東金屬労働組合 本所 茅二工場 分會 規

茅一 條 本分會ハ關東金屬労働組合本所茅二工場分會ト称ス

茅二 條 分會ハ組合ノ構成單位ニテ執行委員會ノ統制下ニ在リ事業ヲ遂行スル

コトヲ目的トス

(一)労働賃銀 (二)労働時間 (三)労働者移動 (四)負傷及疾病原因 (五)稼働率 (六)生産率
(七)教育程度 (八)生産行程 (九)工場財産及金融状態 (十)営業状態 調査及統計 作製
(一)未組織労働者ノ組織運動 (二)文書集會等ニヨリ教育事業ノ遂行

茅三 條 本分會ハ新本工場ニ於ケル關東金屬労働組合員ヲ以テ組織ス

茅四 條 總會ハ本分會員ヲ以テ構成シ、分會ノ決議機關ニテ幹事會ヲ要ト認

メタル片又ハ分會員三分ノ一以上ノ要求アリタルハ幹事長之ヲ召集ス

茅五 條 幹事會ハ各職場ニ單位トス、各三名ノ割合ヲ以テ選出シタル幹事ヲ以テ構成ス

分會ノ執行機關ニシテ毎月一回以上幹事長之ヲ召集ス。但シ幹事會ノ一以上ノ請求アリ